

ひと、くらし、  
みらいのために

# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

## 瀬峰署管内は、労働災害が一転して増加傾向に

▶本号では、全国安全週間、労働保険料の年度更新と賃上げに向けた支援策についてお知らせします。

▶瀬峰署管内における休業4日以上労働災害発生状況等についてお伝えします。

下記のとおり、令和7年1月から4月までの瀬峰署管内の休業4以上の死傷者数は、前年同期比4人増加、率にして9.3%と増加に転じました。災害が増加した業種は、土木工事業の150%増、第三次産業の120%となっています。これからの季節、熱くなって熱中症も懸念されますので、熱中症も含めた労働災害発生の防止にご協力願います。

▶令和7年7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。今年度の全国安全週間のスローガンは、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」となっています。令和7年6月1日から30日までの1か月間は全国安全週間の準備月間となっていますので、この準備月間や安全週間の期間中は、各職場における巡視、スローガンの掲示、安全衛生に関する教育研修などを実施していただき、事業主、労働者ともに安全衛生に対する取組を一段と強化していただきますよう、お願いいたします。

### 瀬峰署管内の労働災害発生状況

令和7年5月8日現在

※休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

| 業種別    | 令和6年  |    | 令和7年  |    | 前年同月増減 |         |     |         |
|--------|-------|----|-------|----|--------|---------|-----|---------|
|        | 1月～4月 |    | 1月～4月 |    | 死傷     |         | 死亡  |         |
|        | 死傷者数  | 死亡 | 死傷者数  | 死亡 | 増減数    | 増減率     | 増減数 | 増減率     |
| 全産業    | 43    | 2  | 47    |    | 4      | 9.3%    | -2  | -100.0% |
| 製造業    | 11    |    | 9     |    | -2     | -18.2%  |     |         |
| 鉱業     | 1     |    |       |    | -1     | -100.0% |     |         |
| 建設業    | 10    |    | 10    |    |        |         |     |         |
| 運輸交通業  | 4     |    | 1     |    | -3     | -75.0%  |     |         |
| 貨物取扱業  |       |    |       |    |        |         |     |         |
| 農業     | 2     |    | 1     |    | -1     | -100.0% |     |         |
| 林業     | 5     | 2  | 2     |    | -3     | -60.0%  | -2  | -100.0% |
| 畜産・水産業 |       |    |       |    | 2      |         |     |         |
| 商業     | 4     |    | 7     |    | 3      | 75.0%   |     |         |
| 金融・広告業 |       |    | 1     |    | 1      |         |     |         |
| 映画・演劇業 |       |    |       |    |        |         |     |         |
| 通信業    |       |    | 2     |    | 2      |         |     |         |
| 教育・研究業 |       |    |       |    |        |         |     |         |
| 保健衛生業  | 5     |    | 9     |    | 4      | 80.0%   |     |         |
| 接客娯楽業  |       |    |       |    |        |         |     |         |
| 清掃・と畜業 |       |    |       |    |        |         |     |         |
| 官公署    |       |    |       |    |        |         |     |         |
| その他の事業 | 1     |    | 3     |    | 2      | 200.0%  |     |         |

# 令和7年度 労働保険年度更新

安心して働きたい！



## 令和7年度労働保険の年度更新期間について

令和7年度労働保険の年度更新期間は  
**6月2日(月)～7月10日(木)**です。

※年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「**電子申請**」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。  
※**電子申請**は6月1日(日)から可能ですが、受付は6月2日(月)となります。

※申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。

年度更新期間終了後も、年度更新申告書の提出状況及び申告書の記載内容について、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の職員、または厚生労働省から委託を受けた民間業者(詳しくはページ下部を参照)からお問合せをさせていただくことがありますのでご了承ください。

7月8日(火)、9日(水)、10日(木)に瀬峰労働基準監督署内に年度更新のための臨時窓口を設ける予定ですが、混み合うことが予想されますので、**お早目の手続きをお願いします。**

令和7年度  
労働保険の年度更新  
(労災保険・雇用保険)  
**6.2月～7.10木**

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

## 賃金引上げに関する支援のお知らせ

事業主の皆さまへ

**賃金引き上げ**の支援策  
厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

**活用例** 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

**活用ポイント** 賃上げ+設備投資

| 賃上げコース区分 | 助成上限額    |
|----------|----------|
| 30円コース   | 30～130万円 |
| 45円コース   | 45～180万円 |
| 60円コース   | 60～300万円 |
| 90円コース   | 90～600万円 |

- 賃上げと設備投資を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

| 非正規雇用労働者の賃上げ率の区分 | 助成額(1人当たり)   |
|------------------|--------------|
| 3%以上4%未満の場合      | 4万円(2.6万円)   |
| 4%以上5%未満の場合      | 5万円(3.3万円)   |
| 5%以上6%未満の場合      | 6.5万円(4.3万円) |
| 6%以上の場合          | 7万円(4.6万円)   |

**活用ポイント** 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

### 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

| コース区分            | 助成上限額        |
|------------------|--------------|
|                  | 基本部分 賃上げ加算   |
| 業種別課題対応コース(※1)   | 25～550万円     |
| 労働時間短縮・年休促進支援コース | 25～360万円(※2) |
| 勤務間インターバル導入コース   | 50～120万円     |

**活用ポイント** 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合  
(※2)労働者数30人以下の場合は他額を加算  
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合  
※2 5%以上の賃上げ又は賃上げ率を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃上げ率を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

| 区分(※)     | 賃上げした場合の助成率・額                             | 職業訓練+経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)                         |
|-----------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ①賃金助成率    | 労働者1人1時間あたり500円・1000円                     | ●職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請 |
| ②経費助成率    | 訓練経費の45%～100%<br>※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円 | ●10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象                          |
| ③OJT実施助成率 | 1人1コースあたり12万円～25万円                        | ●中小企業、大企業どちらも利用可能                                |

※訓練コースメニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

### 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

| 区分            | 助成額(※1・2)       | 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)                             |
|---------------|-----------------|------------------------------------------------|
| ①賃金規定制度       | 50万円(40万円)      | ●雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要 |
| ②諸手当等制度       |                 | ●原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)                        |
| ③人事評価制度       |                 | ●助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定                        |
| ④職場活性化制度      | 25万円(20万円)      | ●対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※)                    |
| ⑤健康づくり制度      |                 | (※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能                          |
| ⑥作業負担を軽減する機器等 | 導入経費の62.5%(50%) |                                                |

(※1) 区分別の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。  
(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

### より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

●ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年齢など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

●これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

●雇入れ支援コース:事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

●中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げた場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

●在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

▽支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP  
「賃上げ支援助成金パッケージ」  
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/package\_00007.html



(R.7.4)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳細はこちら→を  
ご覧ください

